

第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日				
（あて先）小牧市長 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所 住所 氏名 TEL 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1 駐 車 場 の 名 称				
2 駐 車 場 の 位 置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
			b 車路等の面積	平方メートル
4 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設		台	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等		
5 従 業 員 概 数		人		
6 供 用 開 始 （ 予 定 ） 日		年 月 日		

備考

- 一 特定路外駐車場変更届書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 六 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第4条の規程による認定の番号を記載すること。
- 七 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 八 正副2部提出すること。

記 載 例

第 1 項関係)

様式 1 - 1 0

〇〇年〇〇月〇〇日

小牧市長 殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

住所 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社 代表者 〇 〇 〇 〇

TEL (〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項本文の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
2	駐 車 場 の 位 置	小牧市〇〇丁目〇〇番地		
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	1,215.98 平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	1,447.50 平方メートル (駐車台数 100 台)
			それ以外の部分	217.50 平方メートル (駐車台数 18 台)
		b 車路等の面積	391.34 平方メートル	
4 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 構 造 及 び 設 備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設		3 台	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		2%	
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無	なし	
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
		b 特殊の装置の名称等		
5	従 業 員 概 数	8 人		
6	供 用 開 始 (予 定) 日	〇〇年 〇月 〇日		

備考

- 一 特定路外駐車場変更届書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 六 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第4条の規程による認定の番号を記載すること。
- 七 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。第 2 号様式(第 7 条第 2 項関係)
- 八 正副 2 部提出すること。